

件 名	7 陳情第 6 号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情書
【理 由】 全国市区町村の庁舎内で、政党機関紙の勧誘（営業）・配達・集金が無許可で行われていることが問題となっており、その是正のために、地方議会 75 か所で庁舎内における勧誘・配達・集金の実態調査及び自粛を求める陳情が採択され、東京都では、港区・目黒区・狛江市・調布市・武蔵村山市・清瀬市・稲城市で採択されて改善されております。（資料 1） さらに「庁舎内の勧誘行為に伴い、職員が心理的圧力を感じているかどうか」に関して、実態調査が 30 以上の自治体で行われました。わかる範囲でまとめてみましたので参考にしてください。どの自治体でも、勧誘された際に「購読しなければならないという圧力を感じた」と答えた職員の割合が、おしなべて 3 割（3 人に 1 人）以上にのぼっています。実態把握を実施していない自治体の多くでは、「行政としては、職員から具体的な相談がないので、対処しない」として、機関紙購読圧力に伴う職員の苦痛やストレスは「なかったこと」にされ続けているのです。（資料 2） 例えば、東京都港区の調査（令和 6 年 11 月実施）では、勧誘をうけた管理職が 9 割、そのうち心理的圧力を感じた管理職が 8 割にもなりました。庁舎内でハラスメントが慢性化している証左です。また、職員の自由記述を求めた自治体のアンケート結果もぜひご確認ください。陳情審議や職員アンケートの具体的な実施がなければ、このような職員の声が行政や議員に届くことはありませんでした。（資料 3） 一連の調査で明らかになった事は、勧誘は役職者が新規で任命される 3 月末に集中していることです。令和 7 年も 3 月期に、議員から職員への心理的圧力がかけられる懸念があり、心配して今回の陳情を出しております。 厚生労働省が示すハラスメントの定義は「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」とあります。「議員から職員へのハラスメント問題」を扱った読売新聞（令和 6 年 3 月 24 日付け）記事には、議員と職員は「事実上の上下関係」とあります（資料 1 参照） 議員と職員は本来的には対等の関係のはずです。しかしながら、ハラスメント行為が伴えば、それが歪な関係に転じます。議員の自覚の有無に関わらず「圧力を伴う政党機関紙の購読勧誘の実態」があれば議会・行政の双方の厳格な対策が求められるのは当然のことです。 繰り返しますが、議員が地位や職務上の優位性を背景に、庁舎内で政党機関紙を勧誘する事は、職員から見れば「議員から勧誘され、断りづらい」「購読を断ると、今後の業務に支障が出るかもしれない」等の「心理的圧力」を伴っている現状があります。さらに現在購読している職員においても「購読をやめたいが、言い出しにくい」との回答が過半数となっています。現実として、職員に適正な業務の範囲を超えて精神的負担や、個人や家庭における経済的負担にもなっています。（資料 2 職員アンケート「自由記述欄」の寄せられた意見 参照） 議員による職員に対するパワハラ行為は絶対に放置してはなりません。令和 2 年 6 月にパワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）が施行され、地方公務員が保護の対象となりました。「パワハラ防止条例」を制定した自治体も 85 にのぼります。瑞穂町においても、職員から相談がないといって問題を放置するのではなく、政党機関紙の勧誘行為が行われていないかどうか、またその勧誘で心理的圧力を感じている職員がいないか、現状把握に努めてください。又、庁舎管理規則では、庁舎内での勧誘営業は原則禁止であり、許可証が必要な行為のはずです。	

政党機関紙勧誘行為を含め、議員もそのルールを遵守するように確認する事も合わせてお願いしておきます。

【項 目】

職員が庁舎内で政党機関紙を勧誘されたり、購読する事で、心理的な圧力を感じたという実態が本当でないかどうかを、職員に寄り添って調査・確認するように行政に求めてください。仮に心理的圧力を受けた職員がおられた場合には、適切に対応してください。

※原文のまま掲載しています。